



県章

# 山形県公報

平成30年8月3日(金)

第2966号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……777
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……778
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……779
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………780
- 政治団体の解散……………781
- 資金管理団体の指定……………同

### 人事委員会関係

#### 告 示

- 平成30年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施……………782

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……784
- 一般競争入札の公告……………(情報政策課) ……同
- 平成30年度採石業務管理者試験の実施……………(産業政策課) ……786
- 指定管理者の募集……………(観光立県推進課) ……同
- 同……………(都市計画課) ……787
- 同……………(教育委員会) ……788
- 同……………(同) ……789
- 同……………(同) ……790

## 告 示

### 山形県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3階	就労継続支援（B型）事業所 ピース第Ⅲ本町 新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル	就労継続支援（B型）	15名	平成30. 7. 24

**山形県告示第606号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営川戸・金剛地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営川戸・金剛地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成30年8月3日から同月31日まで

## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第607号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営谷地地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営谷地地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

川西町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成30年8月3日から同月31日まで

## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起

することができない。

#### 山形県告示第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町江地及び同町六日町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成30年7月6日から同年10月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町肝煎
- 2 公共測量を実施する期間  
平成30年7月30日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第610号

次の開発行為は、完了した。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成30年7月18日 指令村総建第169号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市泉川字東河原398番1の一部、398番1の先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
上山市東町3番31号 社会福祉法人上山翔泉会

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年8月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
和田さとし後援会	菅野洋史	永沢郁子	尾花沢市北町二丁目8番25号	平成 30. 5. 28
青山会	青木彰榮	小林浩一	西置賜郡白鷹町荒砥甲724-1	同 5. 29
佐藤文一を応援する会	田澤雅宏	日下修一	新庄市小田島町7-48	同 7. 2

## 山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成30年8月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党山形県第二区支部連合	川越孝男	主たる事務所の所在地	村山市河島甲938 結城正方	寒河江市谷沢195	平成 30. 4. 23
		代表者の氏名	川越孝男	大類準一	
		会計責任者の氏名	結城正	川越孝男	
自由民主党山形県トラック支部	加川操一	主たる事務所の所在地	天童市蔵増1465-16	山形市流通センター4丁目1-20	同 5. 28
		会計責任者の氏名	石黒光弘	奥山公吉	
自由民主党山形県宅建支部	田中勇一	代表者の氏名	田中勇一	佐藤茂利	同 6. 5
自由民主党朝日支部	佐藤文一	主たる事務所の所在地	鶴岡市越中山字三栗屋55	鶴岡市大鳥字高岡55-21	同 6. 18
		代表者の氏名	佐藤文一	佐藤征勝	
自由民主党松山支部	後藤孝也	会計責任者の氏名	佐藤伸二	岩崎嘉市	同 6. 23
自由民主党酒田支部	高橋千代夫	会計責任者の氏名	進藤晃	牧秀樹	同 7. 7

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
あったかい県政を支援する吉村みえこ米沢市後援会	内藤文徳	会計責任者の氏名	佐藤武三郎	猪口勝夫	平成30. 3. 20
山形県宅建政治連盟	高橋一夫	会計責任者の氏名	小野和行	阿部俊夫	同 6. 5
秀朋会	渡部秀勝	会計責任者の氏名	柿崎孝一	柿崎孝一	同 6. 7
寒河江市西村山郡医師連盟	折居和夫	代表者の氏名	折居和夫	和田潤一	同 6. 9
石川たもつ後援会	石川喜也	代表者の氏名	石川喜也	石川賢一	同 6. 10
酒田地区医師連盟	佐藤 顕	代表者の氏名	佐藤 顕	栗谷義樹	同 6. 12
		会計責任者の氏名	矢島恭一	佐藤 顕	
日本薬業政治連盟山形県支部	菅原清	会計責任者の氏名	渡辺将史	長沢正武	同 7. 1
新庄市最上郡医師連盟	三條典男	代表者の氏名	三條典男	土田秀也	同 7. 11

## 山形県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年8月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
堀孝治後援会	堀 栄悦	平成29. 12. 31
横山修後援会	柴田隆一	平成30. 4. 30

## 山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成30年8月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青木彰榮	山形県議会議員	青山会	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲724-1	平成30. 5. 20

## 人事委員会関係

### 告 示

#### 山形県人事委員会告示第5号

平成30年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成30年8月3日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

- 1 試験の種類  
山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員
保育士	約5名

- 3 試験の程度  
短期大学卒業程度
- 4 対象となる職  
次表のとおりである。

試験区分	対象となる職
保育士	医療職給料表(2)1級の職

- 5 給与  
この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

適用給料表	給料
医療職給料表(2)	1級11号給

- 6 受験資格  
平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は平成31年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。
- 7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表  
(1) 第1次試験  
次表のとおりである。  
なお、専門試験の出題分野は、別表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
9月23日（日）	教養試験（多肢選択式）	山形市	10月4日（木） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。
	専門試験（多肢選択式）		

## (2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
10月14日（日） （予定）	作文試験	山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
10月22日（月）～ 同月26日（金）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）		

## 8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しない場合には不合格とする。

第1次試験		第2次試験	
教養試験	専門試験	作文試験	人物試験（個別面接）
150点	150点	100点	400点

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（[http://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html)）により、平成30年8月3日（金）午前9時から同月31日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、平成30年8月23日（木）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、同月31日（金）までに郵送または持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、同月31日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別表

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 山形県リサイクルポート情報センター
  - (2) 代表者の氏名  
富樫 邦男
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市宮海字南浜1番50
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民ひいては日本社会全体に対して各種インフラストラクチャー整備にかかる資材の再利用、資源化、減量化、維持費低廉化、限られた資源の活用に関するリサイクル技術等の調査、研究、普及並びにリサイクル推進のための体制、法制整備のための諸活動を行い、長期的に継続可能な循環型社会の構築ならびに酒田港の振興と地域経済の発展を目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パソコン用OSライセンスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日時 平成30年9月13日（木）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 パソコン用OSライセンス 3,559ライセンス
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成30年10月12日（金）
  - (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課（山形県庁6階）
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格



次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当  
電話番号023(630)2152

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年9月4日（火）午後3時まで山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Operating System License for personal computers: 3,559 licenses
- (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. September 13, 2018
- (3) Contact point for the notice : Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2152

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成30年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年10月12日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 山形県庁 10階 1001会議室 山形市松波二丁目8番1号

2 受験手続

受験願書を平成30年8月20日（月）から同月30日（木）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、同月30日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、商工労働部産業政策課鉱政・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

山形県民の海・プールの指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県民の海・プール
- (2) 所在地 鶴岡市下川字龍花崎41番地86

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
  - (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課企画調整担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2104  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成30年9月7日（金）から同月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成30年9月14日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県総合運動公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県総合運動公園
  - (2) 所在地 天童市山王、荒谷及び芳賀地内
- 2 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
  - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
  - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
    - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
    - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成30年9月11日（火）から同月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県青年の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年8月3日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

## 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名称 山形県青年の家

(2) 所在地 天童市小路一丁目7番8号

## 2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成30年9月14日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年8月3日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県朝日少年自然の家
- (2) 所在地 西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の5
- 2 指定の期間
- 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
- 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成30年9月14日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年8月3日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県体育館及び山形県武道館
- (2) 所在地 山形市霞城町1番2号
- 2 指定の期間
- 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
- 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県教育庁スポーツ保健課庶務担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2561

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成30年8月3日（金）から同年9月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成30年9月14日（金）午後5時15分まで必着とする。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成30年8月3日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年8月3日発行 発行人 山形県